

平成22年度 第2回 第二東京弁護士会市民会議議事録概要

日 時 2010年(平成22年)12月13日(月) 15:00~17:00
場 所 弁護士会館10階1003号会議室
出席者 以下の通り

【委員】 川岸、神田、遠藤、駒込、庄司、寺中、西浦、福士、上田
【理事等】 栃木敏明会長、土井隆副会長(司会)、菅沼友子副会長、
笠井直人副会長、中條高昭副会長、中野明安副会長、神田安積副会長
池田綾子広報室長、額田みさ子会員

議 題 「市民のための法教育」

(土井) 定刻となりましたので、これより本年度第2回の市民会議を始めさせていただきます。私は司会を担当いたします、副会長の土井です。よろしくお願いいたします。

本日は「市民のための法教育」という、1つのテーマでご審議をいただければと思っております。法教育につきましては、年々弁護士会でも関心が高まっております。本年度に私どもは大阪弁護士会と愛知県弁護士会と交流いたしましたが、その中で1つのテーマとして議論をさせていただきましたし、全国の地区のブロック大会の中で、今年度は中国地方の弁護士会と中部の弁護士会のシンポジウムで、この法教育というテーマが取り上げられております。ますます重要性が増してきているところです。今日は市民の皆様方から貴重なご意見を伺えればと考えております。

それではまず、ご意見をいただく前に、会長の方から一言あいさつをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(栃木) 会長の栃木です。今日は12月の暮れでお忙しいところ、また足元のお悪いところ、ご参加いただきましてありがとうございます。前回は司法修習生の給費制問題をテーマとして取り上げました。おかげさまで、1年間ということですが、貸与制が延期されて、1年間は給費制を維持するという結果になりました。特に遠藤幸男先生には本当にもう、いろいろお世話になりました。おかげさまで署名の筆数ですけど、二万八千くらいということで、東京3会第2位という、堂々たる第2位を維持できました。これもひとえに遠藤様のおかげです。この場を借りて厚く御礼申し上げたいと思っております。

この給費制、1年間ということですが、1年後どうなるかということですが、国会の議論状況をお聞きになった方はお分かりだと思いますが、次年度は白紙の状態だと。1年たった後どうなるかは、今後1年間しっかり議論していくことになっております。

特に付帯決議が付いておまして、1年の間に経済的支援についてしっかり考えてほしいというのが第1点。第2点は、日弁連は給費制ばかりやっているけど、法曹養成全体をしっかり見直すべきではないのかと。これは単なる給費制だけの問題じゃないだろうと。

法科大学院の合格率の低迷とか、あるいは就職難とか、法曹の質の問題とか、いろいろあるでしょう。そういったことをしっかり速やかに検討してほしいというのが出ております。これは政府および国会に対してという、名宛人はそうなっておりますけれども、実際はやっぱり日弁連がしっかりこれを真剣に受け止めてやらなくちゃいけない、付帯決議の宿題であると思っております。

現在日弁連は、早速この付帯決議を受けまして、法曹養成のグランドデザインをしっかりと描いて、各国会議員の先生方、あるいは市民の皆様にご提示してご理解いただくということで、今検討作業に入っております。1つご紹介申し上げますと、例えば法科大学院の大幅な定員削減が1つ掲げられております。これは現在全国に四千何百名の定員ですけれども、やっぱりちょっと多過ぎるのではないかと。だからこれを少し減らすべきであると、そして質の高い充実したロースクールの教育をすべきであると、こういうのが1つ掲げられております。

それと、短答式試験が今7科目ですけど、これはいかにも法学履修者、初めてロースクールで法律を勉強する者にとっては、かなり負担があるだろうと。多様な人材をこの法曹の世界に入ってもらいたいながら、3年間で7科目の短答式試験をやるという、これはあまりにも過剰な負担を強いているのではないかと。やっぱり3科目、憲民刑の基本3科目に戻すべきではないかと、こういうことも提言しようといっております。

それと、当初は7割、8割が受かるという制度設計をしていたわけですがけれども、実際は3割弱です。いわゆる7割の人が、ロースクールは出たけれども受からない、それで就職していくと。就職するといってももう結構な年ですので、なかなか思うように適切な場所がないと。やっぱりこれも問題であろうということで、受験回数を今5年以内に3回といっておりますけど、5年に5回ぐらいに緩和すべきではないかと、こういった提言をしようと考えております。

それと、ロースクールを出たけれども、今就職難で法律事務所にも就職できない人が出てきているわけです。新63期、12月に最後の2回試験を受けて卒業するわけですが、法律事務所に就職できないかもしれない修習生が約300人ほど出るだろうと。300人といえますと、私の期を例に取りますと、私は31期ということで、もうずいぶん昔です。その当時は470人ほど卒業しまして、約200人が判検事その他に行っただと。残りの300名近くが弁護士になったという時代です。そうすると、この300名というのは私の時代からすれば、全員が就職できないという状態です。

これもやはり当時の経済界は、法曹の数が少ない、増やせ増やせとといったにもかかわらず、全然そういう体制をつくっていないという、その出口の部分をやっぱりしっかり考えるべきではないかと。法曹の活動領域の拡大という表現をしておりますが、例えば企業内弁護士に、名称はどうなるか分かりませんが、法律参与みたいな形で、大企業には必ず弁護士を1人ないし2人入れろと。法律の、いわゆるコンプライアンスと今いわれておりますが、企業の不祥事等に対応できるような、そういう体制をつくるべきではないかと。

あるいは中央官庁、地方自治体にもそういう法律家を入れろという、いわゆる活動領域の拡大の部分をやっ払いこうと。

そういう入り口、あるいはその養成課程、ないし出口の部分、全体をやっ払い見直していくべきではないかと。そういうことを検討し、国会ないしマスコミに働き掛けるという運動を展開しようと、今考えているところです。

また、市民会議のテーマですが、今日は「市民のための法教育」を掲げさせていただきました。例えば村木事件に端を発した検察の在り方、こういったものも非常に皆様関心があるかと思いますが。取調べの可視化、あるいは証拠全面開示の問題とか、さらには裁判員制度に関しては、最近死刑判決が出ております。少年に対する死刑判決も出ております。また、無罪事件も出ております。死刑か無罪かという、極めて究極の選択を迫られるような厳しい事案も出ております。こういった問題に対して、果たして市民の皆様が死刑という非常に重い選択を迫る制度の在り方、そのものがあるといいのだろうか。有罪、無罪は市民の皆様が判断していただくとしても、量刑はやっ払いプロの裁判官に任せるべきではないか、そういう議論もあるわけです。

この辺も皆様と議論をしたいテーマの 1 つですが、今日は先ほど筆頭副会長の土井が申し上げた通り、市民のための法教育ということで、これもかなり今大きなテーマになっております。家庭における教育も当然、学校における教育、そういうもの、教育を通して、自立したしっかりした人間を育てていくというのも、我々弁護士会の役目ではないかと思っております。そこで今日はこれをテーマに取り上げさせていただいて、皆様の忌憚のないご意見をいただき、さらにこの問題に対して、しっかりと二弁としても取り組んでいきたいと思っておりますので、短い時間ではございますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

また、終わった後はお楽しみの懇親会も用意しておりますので、そこでまた足りない分は話をしていきたいと思ひます。今日はよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

(司会) それでは、早速審議に入りたいと思ひます。その前に、前回、審議の内容について録音をさせていただきますとお話しましたが、私どもの手違いで、機械が調子が悪くて録音ができないという状況でして、広報をしようと思ひていたところ、それが反映できなかったということで、お詫び申し上げます。

私どもの会にホームページがございます、それからまた機関誌として『二弁フロンティア』という機関誌もございますが、そこに本日の審議内容を掲載させていただくかもしれませんので、テープの録音をさせていただきます、適宜写真撮影につきましてもご協力いただければと思ひしております。録音の都合上、ご発言につきましても、お名前をまずおっしゃっていただひいて、マイクでお話いただければと思ひます。マイクは 2 本ほど用意しておりますので、お回しいただひいてご利用いただければと思ひしております。

それでは審議の進行ですが、まず担当の菅沼副会長の方から、会議次第という緑色の冊子がお手元にございますでしょうか、その 1 ページ目にご意見をいただきたい事項ということで、簡単に説明をさせていただきます。その後詳しい資料を含めたご説明につきましては、本日二弁の法教育委員会の委員長であります額田先生にお越しいただいておりますので、詳しい説明をさせていただければと思っております。

その後につきましては、議長である川岸先生にマイクをバトンタッチいたしますので、審議を進めていただければと思っております。それではまず、担当の菅沼副会長の方から簡単に説明をさせていただきます。

(菅沼) 菅沼です。私は当会の法教育の普及・推進に関する委員会の担当をしております関係で、本日のテーマ等について準備をさせていただきました。法教育に関して資料を送らせていただいたんですけども、法教育と申しましても非常に幅広い問題になるかと思えます。

例えば私たち、1 人の人間が生きていくのに、民法とか、あと仕事をやっていけば会社法の関係とか、社員として働いていけば、遠藤さんがよくご存じの労働法の関係とか、あと消費者法の関係とか、いろいろな法的な知識も必要だと。あるいは裁判員に選ばれた場合に、先ほど会長から話がありましたように、裁判員としてどういうふうに裁判の中で判断をしていくのか、司法制度を担っていくのかという点の知識も必要です。それ以外にも、いろいろな立場の違う人が一緒に暮らしていく、共生していくために、そういう意味でも本当に、法的な考え方に立って物事を話し合っ解決していくという、生きていくためのスキルとしても、法的な考え方は非常に役に立つ、必要なものだと思います。

そのように幅広い法的な分野に関して、私たち弁護士、弁護士会がどのような働き掛けをしていったらいいのか、どういうことが求められているのか、今日はそういう点についてぜひご意見をいただきたいと考えております。

このお配りしたもののの中に、5 つほどテーマを挙げておりますけれども、今日はそれにとらわれずに、取っ掛かりにはしていただければと思えますけれども、ぜひいろいろな観点からご意見をいただければと思えます。まずその土台として、基本的に今当会でどのようなことをやっているかを中心に、委員会の活動をご紹介させていただきたいと思まして、今日は委員長に同席をさせていただいておりますので、額田委員長の方から、もう早速ご報告をお願いしたいと思えます。

(額田) 法教育の普及・推進に関する委員会の委員長の額田と申します。よろしく願いいたします。座らせてもらってよろしいですか。

法教育ということで、あまり一般的にはまだなじみが少ないのではないかと思うんですが、これは法律の知識について教える教育ではなくて、今一般に法教育ということで我々が取り組んでいるときの、共通の理解というところの点にあるんですが、それは法律を専

門にする人々でない人に対して、法の基にある価値とか原理、考え方について学んで理解してもらおう。理解してもらっただけではなくて、それを使って自分たちの身の回りのことを自ら決して、自主的に社会に参画していく、紛争をしっかりと解決していく、そういう法の下の見方によって、自立的に主体的に生きていくための、そういうものの教育を指して法教育と申しております。

法教育は何を目的にしているかという、自由で公正な民主主義社会をしっかりとつくっていくためには、そういう法の価値を踏まえた自立的、自主的な市民が必要であろうということで、そういうものを広めていきたいということで、今、全国ほとんどの弁護士会で取り組んでいる状況になっています。

これが今までですと、弁護士が学校とか、それから市民の方々から求められて、出前授業なんかも、これはかなり前から行っているんですが、だいたい知識型というか講演型というか、労働であれば労働の基本的な権利、あるいは消費者であれば、こういうものが消費者として守られていますという知識、学校なんかでは少年法ということで、少年事件になったときにどうなるかという知識を、一方的に教えるものだったのが多いんです。

先ほど申したようなことを身に付けてもらうために、参加型、議論をして考え方、こういうことはどういう考え方でいくんだろうということを、学校の授業を主に、今前提になつていますが、そういう中で繰り広げています。

例えば労働についていいましても、こういう権利がありますよではなくて、もめたときに、こちらの立場からいうとどう考えられるんだろう、こちらの立場だとどう考えられるだろう、そこにどんな問題があるんだろうということを、あくまでも題材として考えてもらう。そうすると、いろいろなところでそれは使える技能になっていくということで、実際にいろいろな具体的な教材を弁護士会から提供して、学校の先生にもそこに参加していただいて、一緒に授業をやっていくという形でやっていっております。

お手元の資料で配付させていただきましたのが、1番から3の5までございますが、その資料1は弁護士白書の資料を抜粋したものです。これはちょうど、弁護士会の白書が毎年1回発行されるんですが、その中で特集記事が組まれるんですが、これが法教育という、この特集になりまして、そこに法教育の理念とか、弁護士会がどういうふうに取り組んでいるだろうということについての、総体的なものとして非常にいい内容になっていますので、お手元に配りました。これは出来たてほやほやで11月に発行になったばかりです。

もう1つの資料2が、これは週刊法律新聞というもので、通しページでいくと24ページになります。これは法律新聞に、第一東京弁護士会の弁護士ですが、鈴木弁護士が投稿されていたものです。

この法教育の突端になったものが、関東弁護士連合会の法教育に関するシンポジウムが2002年に開かれました。これはちょうど司法改革の中で、司法に市民の参加が必要であるというところから、司法教育に重点を置いていかなければいけないんじゃないかというところが一番、片やあるわけですが、教育という面では、身に付けてもらうのは司法だけで

はなくて、先ほど言ったような、法についての全体的なものを身に付けていってもらって、必ずしも裁判員とか、司法のものだけではないものについて、発展的にしていかなきゃいけないのではないかというのが、2002年の関東弁護士連合会のシンポで行われました。

それから8年ぐらいたっているわけですがけれども、その後どういう取り組みになっているだろうかということを、来年また同じ関東弁護士連合会でシンポを行おうということになりまして、この間の経緯等について書かれている資料です。

資料3の1から5は、これは当会、二弁で具体的にこういう教材で学校に行き、生徒さんと一緒に考える授業を行っていますという、その中の行ったものの一部について、抜粋して資料としてお付けしました。この内容を見ていただくと、どんなことが具体的に理解いただけるのではないかと思います。

一覧として、トータルのページ2ページ目に、1から5までの主なテーマと内容が、概案が書いてあります。例えば1番の刑事模擬裁判については、これは日弁連が作った裁判員の、刑事裁判の手続きの中で、起訴状とか調書とかを非常に簡略化したものを生徒さんに配って、これは検察側としてはどのように考えられるだろうか、弁護側としてはどのように考えられるだろうかと議論してもらおう。あるいは、裁判官はどういうふう考えたらいだろうか、裁判員だったらどうするだろうかということを、実際に考えてもらう授業を行いました。

この具体的な資料は、3の1でトータル25ページから始まっています。これは私も実際に中学校に行き、この教材で生徒さんと一緒に考える授業をしましたが、非常に一方的な講義を聴くというところではなくて、これはどうなんだろうということをグループで、だいたいこの授業についてはグループでディスカッションをまずしてもらおうのことが多いです。1人だとなかなか議論が進まなかったりするので、グループでディスカッションしてもらおうと、必ずいろいろな意見が出て、ここがやっぱりおかしいと思うところが出てきたり、非常に積極的な授業参加があって、裁判というものが、なるほど、こういうものなのかということ、実感を持って理解してもらおうという授業になっています。

先ほどの、また2ページに戻っていただきますと、2番が死刑について考えるということです。これは死刑制度についてどんな制度があるだろうかということの中で、賛成派と反対派に分かれて、自分は死刑について賛成である、反対であるということを、根拠をきちんと示して議論をするという、そういう授業を社会科で行ったものです。

それから3番につきましては、これはルールを作っていくこと。身の回りのルールを自分たちできちんと、公正であって誰にでも納得できるもの、それからルールというものであるときには、明確であること、守れるものであるというような、そういうものが必要ですねという中で、どういうルールがいいルールなんだろう。それから、きちんとみんなに参加してもらってルールを作らなきゃいけないねというような、いろいろな視点を学ぶための教材になっています。

4番は『高瀬舟』を現在に引き付けて読むということですが、これは2番の死刑について

考えるという社会科の授業を行ったら、同じ学校から、非常によかったと、生徒がいろいろなことを考えるきっかけになったということで、国語の授業に来てくれないかということで、『高瀬舟』が安楽死につながるような題材なわけですけれども、これについて裁判員だったらどう考えるか、この事件、遠島というものはどうなんだろうかということ、弁護士が行って授業を行ったという内容になっています。

それから、5番は裁判員制度について、実際に裁判員の役割をやっていただくと。DVDが、裁判の内容が入っているわけですけれども、それを見ていただいて、自分が裁判員だったらどういうふうに考えるだろうということで、実際に模擬的に評議を行って判決を出すという授業です。このほかにもいくつか行っておりますが、教材としてこういうものがあるということでお付けして、理解がしやすいのではないかとということで、ピックアップいたしました。

これは全部の小中高にきちんと普及していかないといけないわけです。まだこれからのところもありますが、学習指導要領にも、ルールをきちんと作る、身に付けるという視点とか、あるいは対立があるところでどうやって合意をしたらいいんだろうかということ、身に付けるという内容が、学習指導要領に入り、また裁判員についても、これについては社会で学ばなければいけないというものが入ったことから、学校の先生も取り組みの報告が出てきて、今全国的にどの単位会でも、ほとんどの単位会が非常に熱心に行っているという状況になっております。

冒頭の概括的な説明ではございましたが、まずはその程度の説明ということでしたいと思います。よろしく願いいたします。

(川岸) 川岸です。それでは本年第2回の市民会議の議事に入っていきたいと思います。テーマは今ご説明いただいたように、「市民のための法教育」です。まず最初にいつものように、事実的な確認等で何かご質問があられる委員の方がいらっしゃったら、そこから入っていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。先ほどもありましたけれども、録音の関係上お名前を、ヒートアップしてくるとつい忘れてしまいますので、ぜひお名前をおっしゃっていただいて、それからマイクはいったん発言が終わられたらお切りください。お願いいたします。いかがでしょうか、何か。事実確認のようなことでも、口火をお切りください。

(神田) 神田です。皆さんが考えている間にちょっといくつか。学校側の受け入れ体制、学校を中心にやっていらっしゃるという報告が主だったと思っておりますけれども、学校側の受け入れ体制、だいぶ積極的になってきたということですが、全体的に見て、やっぱり声を掛けると、はいと受けてくれるのか、あるいは学校から掛けてくるような状況になっているのか。私も学校の現場のことは、私たちから見てまったく見えないので、その辺の感触が1つ。

それから進めるのは教員ではなく、皆様方の専門家の方がじかにかかわってリードして進めるのかということ。

それから 2 ページのところのこのテーマを見ますと、こういうテーマだと、やはり専門家がそこに付いていないとなかなか難しいと思いますが、これを小中高の中で広げていくという見通しを持ったときに、それができる体制を整えようという弁護士会の方の、そういう体制を整えようという、予定というか、覚悟というか、そういうものがあると受け止めてよろしいのでしょうか。以上です。

(額田) 額田です。学校からのオファーがどういう状況かというところがまず第 1 点ですが、二弁では出前授業ということで、デリバリー法律学習会を、いつごろからやっているんですか、もうかなりたちますね。ホームページに載せておりまして、毎年、学校から 20 件ぐらいあるかしたら、オファーがあるものはあります。それから、1 回学校に行ったときに、リピーターというか、やはり非常によかったということで、オファーがあったりはします。

それからもう 1 つは、この法教育については弁護士会だけではなくて、裁判所、法務省も一緒になって、1 つの組織として法教育推進協議会というものが法務省にありまして、そこに弁護士会も入って三庁で取り組みでやっているという部分があります。毎年夏休みに夏季教員研修ということで、中学校、高校の社会科の先生に来ていただいて、そういうものを広める機会を持っております。そういうところからお話があったりということもあります。

ただ、本当に津々浦々、全体の学校というところまではまだいかなくて、学校の先生は非常に忙しい中で、新たなものの取り組みについて、非常に熱心な方でないと、まだなかなかコンタクトが取れていない。また、弁護士がそれほどの費用でなくて来てくれるということについても、理解が津々浦々というわけにはいっていないと。先ほどの『高瀬舟』の授業のところでも、学校については一律 5,000 円ということで費用負担をお願いしているんですが、5,000 円で弁護士さんが来てくれるとは思いませんでしたと言われたんですが、そういう部分でこれからだろうと。ただ、そこは学習指導要領に載って、学校の先生も法について、決まりについて、これからやっていかなきゃいけないということで、コンタクトの場面は増えていくんだろうと思っています。

誰が行うかということですがけれども、理想的には、これはやはり弁護士がすべての学校に行って行く。すべての学校の中の、結局小中高、たくさんクラスのある中で、全部に行くことは不可能ですので、教材を先生と作って、学校の先生が行える形が一番いいであろうと。例えばその教員の方に弁護士がいろいろなお話をさせていただいて、実際の授業は先生がやっていただけという形が一番いいだろうということで、いろいろな教材をこれから作ろうということで、例えば日弁連なんかでも、あらゆる分野の教材をこれから作っていかうという形をしています。

ただ、やはり題材がこういう専門的な、必ずしも専門的な知識を教えるわけではないんですが、題材ということからすると、弁護士が入った方がスムーズではないかというところがあるので、今の段階では弁護士と先生とが協働で授業をやっていることが多いです。弁護士が入って生徒さんとやりとりをする授業もありますが、先生が仕切りをなさって、弁護士が必要な部分だけを引き取って話をするという授業が、一番今うまくいく授業ではないかと思います。

これを広めて、そういう覚悟があるのかという、最後のお話ですが、先ほど言ったように、実は模擬裁判なんかでも、弁護士が入らないで学校の社会科の先生がされている学校もあります。1回そういう授業をやって、題材を自分で考えられてなさっている先生も、何人もいらっしゃるのを知っていますので、そういう形で広まっていけばできる要素があるし、そういう形で広まらないと、物理的には全部というのは難しいであろうからということで、今やっているところです。

(川岸) 川岸です。ほかにいかがでしょうか。まず事実確認的なところからですけれども。それじゃ、寺中さん、どうぞ、お願いします。

(寺中) 寺中です。本当に事実確認だけですが、現在そちらの委員会の方で、あるいは関弁連の昔のシンポジウムの時もそうですけれども、一応モデルにしているほかの国の法教育の現状などについては、どのように把握されているのか、ちょっとそれだけ教えてください。

(額田) 一番最初、その関弁連の法教育のシンポを立ち上げるときに、私、実はそのときには法教育にまったく携わっておりませんでしたので、私自身は海外視察に行ったこともないですし、直接携わったことはないんですが、アメリカのABA等の法教育教材を参考にされたということは聞いています。なので、今現状としてここに至ったときに、中学、高校が多いんですが、やはり幼稚園、保育園、小学校でできるといいねという議論はあって、アメリカの、一番最初に何が平等なのというところから始まる、絵本的な教材みたいなものも作りたいねという話はあったと聞いています。

それからあと大陸だけではなくて、フランスは学習指導要領というような、国が定めた、日本に匹敵するようなもので、法教育的なものを定めているということがあると聞いていて、これは第二東京弁護士会ではないんですが、私は日弁連の委員もしておりますので、弁護士会としてそういう大陸系のものについても、来年あるいは再来年に見てみたいといっているようです。

あと参考にしているのが北欧の教科書なんかで、例えば、今までやはり法律的な社会、公民は知識型で、私なんかも習ったときはこら辺に、頭の上に三権分立だとか、そうい

う絵が浮かぶような授業であったりするわけですが、北欧の社会を見たときに、生活を扶助する、保護する、それから社会政策的な、そういうものの制度として、あなたが今利用できるものはどんな制度がありますかと、それを考えてみましょうと。病院に行くのがどうなんでしょうかとか、そういうものを身の回りで考えると、自分の生活に引き付けられるような、そういう教科書になっているということです。

その理念、原理、三権分立、非常に重要ですが、それが自分の生活とどういうふうになっているかということが考えられる教材ということで、そういうものをやっていきたいというところで、海外についても検討の材料とはしている状況です。

(川岸) それじゃ、上田さん、どうぞ。

(上田) 確かに現状の方をいただいたんですけども、私、現役の小学生と高校生の保護者としては、これは子供にはずいぶんとリアルさに欠けてしまうと思っていて。今子供たちが、現場で犯罪行為が行われているのは、私はいじめの問題だと思うんです。虐待の問題だと思うんです。

そういったもので、より具体的に彼らは——無法地帯ですよ、今、小学校、中学校。いじめに関しては無法地帯というか、要するに法律の場に訴えることを子供たちができないまま、教育委員会に言ったところで、熱い鍋をぐるぐる回して、助けてもらえないという中で、もっと例えば、いじめは犯罪ですとか、いじめは法的な人格を踏みにじるとか。

より子供にとっては、申し訳ないんですけど、死刑とかトラブルとか『高瀬舟』というのは遠い世界の話ですが、実は彼女、彼らのすぐそばに犯罪行為が隣り合わせである。連日子供たちが自殺をしていますね。いじめは犯罪ですということから、もっとより身近なことから、私たちは加害者にも被害者にもなっていて、じゃあ、我々の命、魂の存続はどこにどう訴えればいいのかというところを、より具体的に上げてあげること、法的なものを守るという意識に。

ちょっとテーマが深遠すぎるのではないかと、先生方は嫌がるかもしれないんですけども、ここに何もその、いじめのことも虐待のことも入ってこないことの方が、ちょっと違和感を感じたんです。あれこそまさに子供たちが日々直面している人格の侵害だと思いますので、もっと食い付きのいいテーマで、より具体的にやるのが、非常に法律違反を自分が犯しているんだ、それをまだ見過ごしていることもそうなんだというところから、切り口をやってくださるといいのかなと。実際そういった身近な子供たちのテーマなんかは、これはたぶん代表的な例だったと思うんですけども、そういった視野はなかったのかをちょっと伺いたいと思います。

(額田) 実はここに挙げていませんが、いじめの授業が今までやってきた中では一番多いです。ただ、いじめの授業の場合にはわりあい、やはり弁護士が話して伝えることが多

くなって、いじめを題材に議論をしてもらうのは非常に難しいと。その中に必ずいじめがあるであろうという中で、どういう形でやっていくのがいいかということは悩みもあり、ということで、それはやっていないということではなくて、件数としては一番多いです。

なので、今までの在り方でいくと、いじめについて、あるいは少年事件について。虐待はわりあい先生に対しての中ではありましたが、生徒さんに対してはどのような授業に虐待を取り上げるかは難しいところもあったと思うんですが、状況としてはそういうものをやっていないというわけではないです。

なので、必ず具体的な問題ということで、差し迫ったものということで取り上げなきゃいけないということと、もう少し、若干抽象化して、自分たち一人一人大事なんだよね、主体的に生きていけるんだよね、この社会に自分としてかかわれるんだよねというものの、双方でできるような題材ということで、今日はその後者の方を挙げさせてもらったという状況です。

(菅沼) ちょうど、最近配布させていただいているかと思いますが『二弁フロンティア』に、子供委員会というか、いじめの出張授業についてのレポートが出ているかと思いますが、よろしければご覧になってください。12月20日発行なので、間もなくお手元に届くかと思いますが、すみません。

(川岸) 川岸です。もうそろそろ中身の話に入ってきていますけれども、事実確認的なところがなければ、中身の方に入っていきたいと思います。1ページのところに、副会長の菅沼先生が、こういう形でというふうにお書きになられていますけれども、直接のヒントとしてはこういうことでいいかと思うんですけれども、それにかかわらずご自由に、市民のための法教育というテーマになっていますので、子供だけではなくて大人もあるのかとか、そういうことも含めて、広い範囲からご議論いただければと思います。いかがでしょうか。寺中さん、どうぞ。

(寺中) 寺中です。うちの方で人権教育もやっています、そういう意味では非常に似通った部分でもありますが、法教育は私が記憶する限りで、この関弁連のシンポジウムがあった、そのすぐ後ぐらいに、もともと確か日弁連の職員だった方が法政二高の先生だったので、かなり活発に法政二高を中心にしてやられたことがあって、そのときにはいろいろと協力させていただいた覚えがあります。

そのときに感じたんですけれども、その方は弁護士ではなくて、要するに弁護士会の職員ではあったけれども、弁護士ではないという立場でやられていたので、ある意味非常にいい視点がたくさん出たかなと思っていて。申し訳ないんですけれども、たぶん弁護士がやることのデメリットもあるだろうと思うんです。

先ほど額田さんの方でおっしゃったように、確かに一番いいのは先生にやっていただい

て、弁護士はアドバイザーにいるという形でかかわっていらっしゃるというモデルがあるとおっしゃいましたので、それが私もいいと思うんですが、あまり法という存在、あるいは法という存在を体現する弁護士が、表に出て行くのはいかがなものかなど。特に法教育の場面で。という気がちょっとしてしまっていて、できるだけそこにいる、当面だったらまず子供たちですが、これが市民に広がっても同じですけども、そこでやる、その法教育のそういうワークショップを実際に体験する、その当人たちがどういうふうになんかの問題を解決していくのか、それをどううまく間接的にコントロールしていくのかというところに、問題は集約されるような気がするんです。

一部ちょっと伺っていて面白いなと思うものもあるんですが、ただ今日出していただいた題材は、どちらかというところでも法的な話が前面に立ってしまうと。先ほどの上田さんのいじめの問題なんかもありますけれども、先ほどスウェーデンのケースで、スウェーデンじゃないですか、北欧ですか。一応北欧となっていましたけれども、確かスウェーデンだったかと思うんですが。そのケースで出ていた、教科書に、例えばあなたはどのようなサービスが使えるんですかというようなこと。

これを例えば、自分の中で今問題になっていることがあって、それを解決するにはどういう手段があるかということワークショップでやってみると、実はいろいろなものが出てくるわけです。まず1つ目は会議をするというのもあるだろうし、知っている人に聞きに行くというのもあるだろうし、その中にだんだんと法的なものが入ってくる。そこによってやがて法と自分との出合いが感じられるというところから進めていくのが、僕はやっぱり王道じゃないかと思っていて、最初から法が上からぼんと落とされていくような、そういうアプローチは極力、どの段階でも避けた方がいいんじゃないかと思います。

これは一応全般的な部分での感想で、ワークショップ形式でやっていく場合には、本人たちの問題をまず最初にどう解決するかというところから進めた方がいいんじゃないかという、そういう感触を持っています。

(川岸) それじゃ、続けて西浦さん、お願いします。

(西浦) 西浦です。寺中さんとちょうど意見は逆でございまして、裁判員制度ができて、マスコミ、テレビ等で、我々素人でも裁かなくてはいけないんだということで今非常に話題になっている、こういうときにこそ、プロによる法教育が正しく行われるべきと考えます。子供の教育に関して、私は基本的には法と正義というようなことの意味で必要だと思います。現在日本は残念ながら学校の子供にきちんとした道徳教育はなされていないからこそ特に必要だと思います。

法律は人を守るものであるけれども、完全なものでないとか、法の抜け穴もいくらかもあると。そういう現実の中で、我々一人一人が基本的に正義感みたいなものを持ち合わせて法律を運用しなきゃいけないという教えは、私は今がタイミングとして大いに良いし、弁

護士の先生の方が私はインパクトも強くていいという印象を持ちます。

先ほどの子供のいじめというようなときに法を適用することは、子供はストレートに受け入れる半面、そこに法律の冷たく生々しい考えがぐっと入ることで、子供らしい何か、法とかそういうものを無視して飛び跳ねる自由さというのが吹き飛んでしまうような心配があります。いや、もう現在私の耳に入っているところでは、そのことで学校の先生がかなりヒステリーになっていて、その指導のもとに子供自体が伸び伸び感がないというのを聞いています。

人間にいじめというのは医者目で見ると限りあります。これはどの世界でも、これからだっただけでずっとあります。動物の延長線上にある人間の性（さが）として、弱い者をいじめで生存していくそういうものだと思います。だからこそ人間には道徳教育や武士道などの教えが必要なんだと思います。我々の時代には家庭の躾は厳しく、学校では道徳教育もありました。その中で、そういういじめをやった者が結局のところ損するということを教わってきました。現在そういう教育がない子にとっては、まるで獣になってしまうのです。だからこそ学校では道徳教育、家庭では躾、外では武士道やスポーツマンシップ、又は宗教教育などなどをする事により、獣が真の人間になり、いじめに遭っている弱者に対し、守ろうとするリーダーシップのようなものが芽生えてくると思うのです。

（川岸） 川岸ですけれども、いかがでしょうか。今もうお 2 人から相対立する見方も出ていまして。今正義という話もありました。今『ハーバード白熱教室』もはやっております、すごくホットなテーマですので。遠藤さん、どうぞ。

（遠藤） 遠藤です。今回この法教育という問題提起を受けて、この議論をするということについて、やっぱり非常に新鮮な感じがいたしました。ということは、知らなかったということです。弁護士会がここまで 2001 年ごろからずっと、いろいろなことをやっていることを見させてもらって、悪戦苦闘してやってきたんだなとつくづく思いますし、私自身もこの法教育ということ自体の、言葉自体が、こういう仕事をしていながらもなかなか分からなかったということで、一方では反省をしているんですが。

身近に私自身が今置かれた立場で、この十数年ずっといろいろなことをやってきた中でも、つくづく、法治国家といわれながらも、いかに法律というものが、すべて、専門的な法律ももちろんあれば、生活していく上で極めて身近な法律もいっぱいあるわけですが、子供だけじゃなくて大人を含めて、社会人を含めて、あまりにも法律を知らなさ過ぎる。私の仕事でいえば労使というところ。労働組合もそうだけれども、使用者側である会社側も、労働法 1 つ取っても極めて無知。従って、例えば労働相談という活動をずっとやってきているんですけれども、そういう中であつても、いかに企業が日本にある最低限度の労働法自体も理解をしていないという中で起きている案件が本当に多いわけです。

そんなことから、労働審判制の問題もありますし、さまざまな、人間、労働者が生き

ていく上でやらなくちゃいけない、理解しなくちゃいけない法律があるんですが、いかにせんこの子供のころからこれまでまったく、はっきり言って、まったくとっていいほど教えられてこなかった。特に私のジャンルでいえば労働法関係なんかは本当に希薄で、教えてこなかった。

そんな中で、私どもも置かれた環境の中で、ついこの前、施策を打ち切っちゃったんですけども、労使による「就業支援機構」を国が立ち上げて、47の都道府県で労使ならではの就業支援という取り組みをずっとやってくる中で、行き着いた中の1つの課題が、学校に行って、「働くとはどういうことなのか」、「それに付随する法律がどんなことなのか」、「ハローワークはどういう法律に基づいてあるのか」、「何かあったら自殺するんじゃないよ」、「いっぱい相談するところはある」とか、これを全国の学校の一部で始めたわけです。それは学校の先生も、校長先生なんかも結構理解してくれるところがあって、そんなことを経験してきました。

従って、そんな経験をした私なんかにとってみれば、先ほどちょっと、あまり弁護士が出るなど言ったんだけど、やっぱり弁護士さんなど法曹界にかかわる人が前に出てこない、学校の先生ははっきり言って、これは日教組の仲間も僕にはいっぱいいますけど、だめです。あの人たちに教えさせようと思ったって。それは環境もあります。余計なことを言い過ぎちゃうと、最近「子供に教育委員会に訴えると言われる」んだから。これは先生に指導要項を作って、さあ、明日から教育しろといっても、私はなかなか難しいんじゃないかと、こんな感じがします。

ですから、もうやめますけれども、とにかく法律絡みの問題があまりにも見つからなくちゃいい主義で、特にここ十数年、市場原理主義的な動きの中で、ホリエモンさんなんかの言葉は、金で買えないものはないと言い切っちゃった。村上さんは、金もうけして何が悪いんだと。最後あの人たちは全部、手が後ろに回ったですね。それが反省として今、どこまでこの日本社会で生かされているかを考えると、2001年ごろからこの運動、かなり現実化してきているということなので、弁護士さんが常に、弁護士さんだけがやったらいいとは言わないけれども、やっぱり日弁連あたりが中心になって、もっと社会全体の中で、社会人も、あるいは企業人も、あるいは私なんかのいた労働グループなんかも含めて、先ほどのいじめや、あるいはパワハラとか、セクハラとか、さまざまな問題があるので、そういったことと法律がどうつながっているのかを、教えていく必要があるんじゃないかと思えます。

先ほどちょっと資料を見ましたら、ちょうど今これから小学生が、2011年からとか、あるいは中学生が何年からとかという、順を追って指導要綱で行っていくような、ちょうどいい時期だと思うので、こういったことを機会に、いろいろなステージのところでこの問題が議論されていかななくてはならない時期に来ているんじゃないかと、こんなふうに思っております。

(川岸) じゃあ、駒込さん、どうぞ。

(駒込) 駒込です。先ほど、動物と同じように弱肉強食の世界であるから、いじめの問題は仕方がないのではないかという意見が出ました。しかし私は、個人が尊重され、自由で公正な社会を目指すことを理念とする法教育を学校に取り入れるならば、いま私自身学校の中において気付くのですが、それ以前の問題として現在の学校の体質には首をかしげることが多くあるように思います。

いじめによる自殺が起きたとき、いつも同じように、最初はいじめはないと隠蔽し、そしてその後で今度はあったと認めざるを得なくなる。そこには、責任を誰かがきちんと取るというのではなく、責任回避というか、たぶん公立学校の場合、教職員が減点主義におびえているのでしょう。法教育を学校に持ち込むのであれば、校長をはじめ学校の先生、さらにはいじめ側の子供たちの親にも、厳密な意味で法的責任は追及できなくても、法を犯すに等しい罪深い行為であると認識させるような教育を、まず第1歩としてお願いしたいと思います。

寺中さんは世界の人権問題を扱っておられますが、日本の子供たちも人権意識をきちっと持って、他の人権を侵さないような人間になってほしいと思います。そのために、法教育の中で具体的ないじめなどの事件を学年に応じた形で取り上げたらよいと思います。やはり弱肉強食でいいとなると、法も秩序もどうでもいいということにつながると思うので、ぜひともお願いしたいと思います。

(西浦) 西浦です。弱肉強食というのは、動物の延長線上にある人間の持っている性(さが)であるということであって、それでいいんだと言ったつもりはないんですが、時とところというふうに誤解を招いてしまうんですが。

そういう基本的な人間の性(さが)に対して、大人の世界ではいろいろな法律を作るわけですね。子供の世界にその法律はありません。また、いじめに対してあれこれ細々と法律を作ったとしても、法律とは必ず抜け穴があったり不備が伴うものなんです。完璧な法律なんていうのはもともとあり得ないんです。また、その不備に対し次々と法で縛ることは、子供たちの自然な発育、教育、生育というんですか、その成長にダメージを与えてしまう可能性があるということを使ったわけです。

私は弱肉強食だからそれでいいんだなんていうことは、はっきり言って神に懸けて思ったことはありません。ただ、そういう生き物であるということは、常に我々は認識しておかなきゃいけないということです。せつかくマイクを握らせていただいているんですから、あと1つ、ここはプロの先生に出ていただきたいと思うのは、やっぱり学校の先生って、優秀な先生も多いんですが、時に自分たちの保身に回って、考えが浅はかというときもよくあるんですが、今の世の中で平等・公平・公正について正しく理解されていないことを問題にしたいです。例えば、クラスみんなが白雪姫になれるんだという、なれる権利は

平等だけでも、そこは生徒を含め教師なり何なりの公正な協議でもって、この中の1人が、みんなが納得するように決めることであって、みんなが白雪姫になることが平等というのと違うという、公正と平等とか、こういうことの違いなど、やっぱりプロの先生でなければ教えにくい内容が多いんじゃないかという印象です。

最近大人の社会でも、そのこのところの使い方があまりにもむちゃくちゃで、私みたいな素人でも、議論についていくのがつらいことがよくあります。今いろいろなところで混乱していますね。

(福士) 福士です。最初法教育と伺ったときに、生活スキルとしての法教育というものがあると、それは非常にいいなと思いました。資料を拝見しますと、とはいえ、中は各弁護士会、取り組みも結構さまざまで、例えば一般的な法学教育の基本みたいなものを子供にという雰囲気もあれば、現在の法制度を知ってもらおうという感じもあり、一方で、もうちょっと生活スキルに近いところもありということで、主眼はさまざまでもいいのかもしれませんが、少しばらけているのかなという気がします。

でも、最初菅沼先生が、生きていくスキルというのも法的考え方としては非常に、とおっしゃったので、私個人としてはその、今非常に日本の教育って、ライフスキルに関しての教育が非常に遅れていて、例えば家庭科とか生活科とか、そのあたりの教科の専門家が非常に、単に衣食住とか、昔の花嫁教育的な生活教育ではない、新しい時代に合った、自分の権利を守るとか、人とどういうふうに折り合っていく、付き合っていくとかを含めたスキルをとということがあるので、そうした中で法とか法律ということも、そうした新しいライフスキル教育にとってはとても有効なのかなと思います。

それには、教科の中でどういうふうに位置付けるか。教科の枠外かもしれませんが、社会科の枠なのか、そうではないのか、あとは、学校のどういう場でどういう機会を取って何をなさるかということも、非常に大切だと思います。単に学校の授業の中に織り込むということじゃないことが、いろいろ多様にできていったらいいのかなと思いました。

全体に、法的リテラシーが高い市民をつくっていくことが、いろいろな意味で有効なのかもしれませんし、あと、今わりと必要とされていることは、例えば消費者教育とか、関連するような、今までやられてこなかったはざまの教育というか、子供たちに教えることという、大人も知らなくてはいけないんですけど、そのあたりの重なり合う領域の専門家との協働というか、コラボのようなこともお考えになるといいのかなという印象も持ちました。取りあえず以上です。

(川岸) 庄司さん、どうぞ、お願いします。

(庄司) 庄司です。弁護士会で、8年位前からこういったきちんとした法教育をやっていたこと自体を、私も知らなくて、今日色々勉強させて頂き、ありがとうございます。

菅沼先生のご質問の中で、子供のみでよいのか、市民に対する法教育の可能性というところについて、ちょっと私の意見をお話ししたいと思います。この2000年位から始まったということは、やはり大人の方たちの法教育がきちんとされないまま育ってしまって、今私もその1人ですけれども、すべて難しい法律のことは弁護士の先生にお願いすればいいという、怠慢なというか、甘えた考えがあります。よって、少し難しいことがあると友達に弁護士さんにちょっとお聞きしたりして、自分で調べようとする、そういう態度があまりないんです。しかし、やはり一般市民も、自律的に自分に降り掛かったことをまず自分の中で調べたり、あと考えたりする、そういった態度が必要かなと思います。

今やネットで何でも調べられる環境にあります。法律的な部分でも、様々なケースを見ていながら、自分で分かる範囲の事は自分自身で勉強していくという、姿勢も必要かと思えます。例えば企業で、会社間で契約書とかを取り交わすことがあります。自分の会社にとって不利な契約書かどうかという、その辺の見極めも自分の判断だと難しいと思うので、すぐ弁護士の方をお願いしたり、そういう依頼心がものすごく強い部分があると思うので、市民が法治国家の市民として、そういった態度をまず少しずつ直していくところが大事なかなと思います。

勿論、子供たちに法教育というのは非常に大事ですが、まず両親が、今学校の先生が萎縮するほどモンスター的な親が多いということで、親の教育という部分でも、学校でもし両親の方たちの法教育みたいなものをしていただけたらいいのかなと思います。子供に教えるためにはまず親が、両親が、そして市民が法教育というものを、法治国家の市民として自覚を持つ、そういった啓蒙が大事で、弁護士の先生にはその辺のお手伝いをお願いできたらと思います。

(川岸) ありがとうございます。川岸です。一通り委員の皆さんから意見があったと思うんですけども、弁護士会の皆さん、何か。弁護士が表に出るなという意見もありましたので、その一方で非常に前面に出てくださいという意見もありましたけれども、何か今の段階でご反応はありますか。どうぞ。

(遠藤) 遠藤ですが、先ほどの発言で誤解があるといけませんので、テープを取ったりなんかしているので。

学校の先生じゃだめだというようなことをちらっと言いましたけど、これはだめだということじゃなくて、今の学校現場の先生方の置かれた環境が、細部は私は言いませんけど、本当に先生たちが、よっしゃ、それを教えようという形の体制になっているかどうかといったら、私はそれは、無責任な方向に動く可能性があると思っています。そんなことも全部含めて、先生方にこれをぜひ教えてほしいと、そこを言い方はこうとか、こんなような意図が伝わるようじゃだめだとか、いろいろながんじがらめになりますから、学校教育に教師を通じて、教えていくというのは大変だと思います。

それから、私はもう社会人になった人、今ちょっと出たんですが、学校で親を集めてというのがあったんですけど、基本的にはもう、私は大人になった人は手遅れだと思います。だってどうするんですか、その社会に出た人を集めて法教育なんてできますか。勤めている人、それから父兄会みたいなことをやれば奥さんしか出てこない。PTAの役員を頼めば、私は忙しいと、みんな断っちゃうと。こういう環境の中で、もう大人になった人への教育というのは、個々に現れる、法律犯罪にかかわるいろいろな事象、これは労働法でも何でもそうです。そういった中で法律に照らし合わせて、問題が起きて初めて、自分が法律を勉強するということしか、ないんじゃないかという感じはします。

従ってその裏を返せば、教育レベルでどういうふうに、さまざまな社会を生きていくための、あるいは人権とか尊厳とか、そういう部分で法律がどうかかかっているのかというところを、段階を追って子供たちに教えていく、そういうシステムを国や自治体が取っていくという方向に行かないといけないんじゃないかと思います。

その意味では今、この鈴木先生が書いた新聞、最後の結論はどうってことはないんです。これから検討していくということしか書いていないんですから。2002年宣言では、法教育の対象者として子供のみを想定しているが、果たしてそれでいいのかどうか。この人もまだここで疑問型なんです。最後の方の十何行前から、2002年宣言、ここでうんぬんして、在り方も参考にしながら、外国のことも検討して、これからいろいろ勉強して提言していきたいと。ここにとどまっちゃっているんです。こんなに専門的なことを書く人ですら、何の答えもここに出てきていないぐらい、私はこれは大変な課題だと思います。

だからこそ、これから本気になって、日弁連の皆さんを中心に、こうやってシコシコやってきたけれども、このステージをもう少し広げて、どういう体制でこれ子供たちを中心に教えていくかということに、最大限力を入れていった方がいいんじゃないかと思っておりまして、先生が無能とかそんなことは言ったわけではありませんので、誤解だけは解いておきたいと思います。

(神田) 私も、先ほど遠藤さんが先生に厳しいことをおっしゃっていたので、もう少し優しく言おうかなと思っておりましたが、問題意識としては同じです。やはり学校の現場のところをきちっと分かった上で、支援の在り方とか協働の在り方をきちっと考えていかないと、広がりがないんじゃないかと思います。

先生方というのは、私も、たまたま私の夫も教員なものですから、昔ちょっとそういった友達も、小中高の先生がたくさんいるので、例えば小学校でも英語が出てきたり、パソコンをやらなければいけないとか、学力アップしなさいとか、食育がと、どんどん入ってくる中で、結局私の知り合いも、英語が入ってきた段階で職場を辞めてしまったんです。もうこれ以上できないと。それは在り方の問題で、問題がそれぞれにあるのかもしれないけれども、そういった現実も踏まえながら、提案の仕方、あるいはフォローの仕方、支援の仕方を考えてほしいと思っておりますし、それをきちっとされていないで任せの場合

には、また別の意味の不安があるんです。

例えば食の安全問題とこの法の問題は重さが違いますから、比較ができないかもしれませんが、例えば食品添加物の問題でいいますと、いまだに食品添加物が毒で、悪くて、ひどいものだという意識が、非常に多くの人を持っているんです。そういったことについて、それはなぜそうなっているかという、学校教育でやっているんです。学校教育は昔の知識のままやっていて、例えば食品を、保存料なんてほとんど使わなくなっている、例えば包装技術が進んだり、高圧の殺菌法が進んだり、冷凍技術が進んだりということで、新しい環境になっていることを知らずに、昔のままやっていて、そういう知識を世の中にばらまいているという状況があります。

そういう新しい情報を現場に送り込むシステムが、食品の安全の問題も必要だろうという議論がなされておりますけれども、こういった法の問題についても、そういった情報提供でフォローするとか、常に関係を持ち合っていくというフォローもありますので、先生との協力関係は、いろいろな角度からやっぱり見ていく必要があるのではないかと考えております。

それからもう 1 つ、知識面の教育ではないという前提があるようですが、現在行われている学校の中で、小中高、中高でしょうか、例えば憲法の問題の勉強にしても、実はきちっと正確に教わっているのかなという部分とかがあって。いや、憲法についても、日本国民が守るべきルールだ、みたいな受け取り方があったりして、非常に心配な部分もあるんです。そういったこともやはり専門家の目からチェックをして、じゃあ、法知識がきちとなされているのかということもぜひチェックをしていただいて、アドバイスしていただきたいと、実は思っております。

(上田) 上田です。教育というと、せっかく弁護士会、法律、法曹界の方々であっても、学校の先生にやらせるとなると隔靴搔痒になると思います。私はやっぱり非常に現実的な人間ですので、今弁護士会ができることとか、法曹界ができることは何かというと、さっきちょっと言いましたけれども、常に子供も大人も被害者、加害者がいっぱいいる中で、私なんかだと、弁護士に相談すれば早く片付くのに、何でこんなにひどくなってから来るんだろうという、前も言ったかもしれませんが、重病患者になってから先生方のところに行くんです。

風邪とか予防薬という形で、もっと弁護士の皆さんがそばにいれば甚大化しないし、やっぱり OJT じゃないですけど、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで、自分の経験から初めて、これは人権侵害だったんだとか、されたんだとか、その必要が一番学ぶ大きなチャンスなんです。やっぱり何もけがもしていないのに、病気になるぞ、病気になるぞといっても、なかなか人はしなくて、風邪ひきそうだとか、重病になったとか、友達がなった、自分の身内がなったというときに、先生方は本当にホームドクターのように、弁護士がより身近に。

子供たちも、今虐待 110 番とか子供相談何とかがって、NPO をやっていますけど、ぜひ弁護士会が、例の司法修習生ですね、アルバイトできるようにしてあげて、一時の窓口のつなぎ、食いぶち稼ぎに、先生方がフォローして、国からの税金だけで食べさせるじゃなく、しっかり働いてもらって、六法全書を頭に入れながらも、もうそこで重病人じゃない患者ぐらいは、お医者さんでいいますとポリクリですね、そういった形でどんどん請け負っていくということ。

それがまさに私は、大人から子供まですぐに、テレビでは行列のできる相談室で訴えてやると言いますが、なかなかあれは言っているだけで、クレーマー程度で終わっていて。でも本当は法的手段に訴えれば、あっさり終わっちゃうことも実はいっぱいあるのに、できない。そういったところが、もしもこの弁護士会、弁護士の世界というか法曹界でやれるのであれば、学校の先生に法教育とか何かやっても、文科省の何だですごく時間がかかると思うので、すぐにでも弁護士さんって役に立つ。私の人権とか私の人格のホームドクターだというぐらい近い場所にいるというところが、何かここからできる法教育、文科省や学校現場の手を煩わさないで、弁護士会からできることではないかと思いました。

私みたいな人間を紹介せずに、すぐに皆さんのところに被害者がたどり着ける、それは子供から大人からお年寄りまで。そういったシステムをまずは二弁の窓口でつくるとか、それをどんどん周知するとか、簡単にネットで検索できるようにするとか、そういったことじゃないかと、私個人は感じました。

(川岸) ありがとうございます。川岸です。いかがでしょうか。一通り意見が出ましたけれども。はい、駒込さん。

(駒込) 私たちが勉強したときとは違って、これからは法律が人の生活にどうかかわるかといったことを取り入れていったらいいと思います。裁判員制度がスタートしたわけですし、この制度についての記述も増やしていく方向に働き掛け、実際に模擬裁判などを行う際には、弁護士会が応援するという形は取れないのかと思います。

(額田) 今の点は、学習指導要領が変更になって、たぶん小学校の方の教科書は今改訂になって、そういうものが入っている段階だと思います。それからその以前も、中学校等については、社会科の資料等の中で裁判について、裁判員についてということで、例えば弁護士会、茨城の弁護士会だったと思いますけれども、『3 匹の子ブタ』を例にした内容で、裁判がどういうものか分かるような内容の資料が入っていたりしますので、これから変わっていく。今たぶんもうできているので、変わっていていると思います。

そういう中で、実際に弁護士の助力、今までも先生がやって、アドバイザー的に説明をしたりという中で、全部を弁護士がやるのではないんですが、そういう形が入っていくという方向が、一番できればいいかと思っています。

(川岸) 川岸ですけれども、いかがでしょうか。それじゃ、ちょっと私も意見を述べたいと思うんですけれども。

法教育という問題をわざわざ取り上げるということは、実は今まであんまり法教育はなされていなかったからだとということだと思んですが、自分の記憶を思い起こしても、やっぱり法教育って受けた記憶があまりないなど、確かに思います。小学校のときに、先ほども話がありましたけど、3つの権力があって、絵を描いて、何かこうやって、お互いに何か牽制し合っているんですよと覚えて、書いたら、ああ、満点でしたとか、そういうぐらいなので、何か意味もよく分からずに。それが高校の、中学の社会科でもそうでしたし、高校の公民ですかね、政治経済みたいなものもそうでしたけれども。

先ほど来出ている、何か生活に実際に関係するような、例えば契約であるとか、あるいは労働、働くということとか、市民として生きていくというようなことって、習った記憶があんまりないなどというのがあるので、ようやく日本も市民社会が成熟しつつあってというか、問題があまりにも多くなってということか、そういう段階に来たんだろうと思っています。

それで、学習指導要領の中に法教育が盛り込まれたということで、きっかけになったということだと思んですが、私は個人的に、学習指導要領に入るとかえってよくないのではないかと、今までのいろいろな裁判を見ていると思えて。実はもっと積極的に弁護士会が法教育、こういうものがないから逆に自由な発想で、主体的に取り組めるのではないかと考えているところもあるんですが、入ったということはそれなりに意味があるのかと思います。

学習指導要領、先ほどの教科書が古過ぎるというお話もありましたけど、実際本当に古いんです、教科書って。政治経済の教科書なんか見ていたら、とんでもなく古くて、こんなこと今教えていないよなということが高校では教えられていて、大学に入ってきた学生がみんな戸惑って、例えば政治経済が得意だったのに、大学に入ってきた途端全然ついていけないということで。それはやっぱり、数年前に通説になったものを指導要領に載せて、それを教えるということになるからだろうと思んですが、その面でもやっぱり、今というものを教えていく限りは、それにとらわれない弁護士会の役割が、僕は非常に高いのではないかと考えています。

それで、学校はやっぱりルールを教えるところで、これ、西浦さんがおっしゃられたことを僕も賛成で、やっぱり法は人間の作るもので、欠陥があるということ。けども守らないと、みんなで作るから守らないといけないんだという、法絶対主義にならないけれども法を守るという、微妙なところを教えられるのかというのは、これは結構難しいんじゃないかと思います。なので、おそらく現場の先生と弁護士の皆さんが協力し合う中でしか、うまく展開できないのではないかと感じました。

結局、私は法律を専門にしない学生に1年生の教育をしているということもあって、最

初に法についてのイメージとか、いろいろなことを聞くことを授業でやっているんですけども、そうするとやっぱり思うことは、厳しいとか、何か罰だというふうには、だいたいとらえていないんです。あるいは抜け穴を教えてくださいとか、だからもう金もうけの道具だとか、そういうことしか思っていないくて、自分たちの生活をうまくしていくための道具であるというふうには、なかなかとらえられていないくて。

それはローの学生でも、法を使って何かをするという発想になかなかならないという、日本の教育が全般的にそうなのかなと思うんですが、そういうところをこういう観点から変えられたら、日弁連が掲げていらっしゃる、個人が尊重される自由で公正な社会というのが、ちょっと近づくような気がしますけれども。

いかがでしょうか。まだ 20 分ぐらいです。今日はテーマが 1 つですので、十分に存分に。はい、寺中さん、どうぞ。

(寺中) 寺中です。先ほどちょっと申し上げた、法政二高の方々がやっていたらっしゃる法教育の中で面白いなと思ったのがありまして、班を作らせて、その班に立法させるんです。何かのテーマに関して、とにかく法案を作ってみなさいと。そのためにはいろいろ調べなきゃいけないし、法の目的とかそういうものも書かなきゃいけないということで、それを作ることによって、その法の仕組みとか、それからその問題にまつわる法的なさまざまな側面を見ることができるといって、そういうやり方を取っているところがあって、これはなかなか使えるなと思ったりなんかもしました。

私は決して弁護士さんがかかわるなと言っているわけではなくて、あまり表に立って、上から目線で物事を教えてしまうと、結局自分たちで考えるという、その部分がうまく醸成されなくて、これは法教育という形での今目指しているものと、少しずれてしまうのではないかと思っているもので、そういうふうに申し上げたんです。基本的にはだから弁護士や弁護士会が、うまいことそういう状況、そういうような法教育にアドバイスを与えて、物事を進めていくのが必要だろうと思っています。

それからもう 1 つのポイントがやはり学校です。学校そのものが、例えば私もよく学校に行って話をすることが、よくではないです、数少ないんです。数少ないのはなぜかということが問題なんです。要するになぜかといえば、学校側があまり喜ばしくないと思っているからです。権利を教えるような話は、講演ではいいけれども、しかしワークショップ形式はあまり好ましくないし、あまり変なことを教えてほしくもないというような、そういう態度は結構強いんです。

その態度をどう変えていくかが、これがやっぱり一番、僕らの方にも、それからまたおそらく弁護士会にも期待するところです。学校側が、例えば遠藤さんの労働の問題なんかだと、例えば労組の人、あるいは労働問題を研究している人を呼んで、それで話をしてもらおうということを、学校の校長はめったに認めてくれないんです。それぐらい、労働問題に関して法律が入ってくる、あるいは組合が入ってくる、あるいは人権という問題が入

ってくることに對して、ですから法教育そのものですね、法教育をやることに對して、学校の校長その他はかなり抵抗感を持っていますので、これをどう払拭するかが、まず最初にこなさなければいけないと思っています。

ついでなので、申し訳ないですけどもう 1 つ、モンスターペアレントの話が先ほど庄司さんの方から出ましたけれども、最近モンスターペアレントが問題になっていて、何か文科省の方ではそのモンスターペアレント対応指南書というのを作ったらしくて。それを作ったのは某中学の校長先生でといて、その某中学ってどこだと思ったら、私の出身校だったというのがあります。そうか、私の影響が何かあるのかなと思ひながら、感じているんですけども。

そういう、モンスターペアレントが対応できなくなっているところに、実は学校の弱さが表れていると。昔だったら、そういうモンスターペアレントが現れなかったんではなくて、それに対する対応策が何らかの形で構築できたのが、ネットワークが崩れてしまって、教員がばらばらで対応することになって、結局対応できないまま、教員の方に負荷が掛かると。物事はこじれるという状態をつくってしまったのが、実際のところだろうと思うんです。

このところにもやはり弁護士や弁護士会がある意味介入して、状況を改善していく、そういう余地はかなりたくさんあるだろうと思いますので、ぜひ教育現場の方に、弁護士会、弁護士としてかかわっていく、関与していく機会をできるだけ増やしていただきたいと思っています。ですから、法教育というものに対する、例えば講師とかそういう形で期待しているというよりは、むしろそういう学校教育全体に対するかかわりというところで、私は弁護士や弁護士会に対して期待をしています。

(川岸) ありがとうございます。いかがでしょうか。今の点からいうと、おそらくモンスターペアレント対策で弁護士が顧問をする学校も増えてきているので、そういう意味では法化していくんじゃないでしょうかね、学校も。最低ラインとして。

いかがでしょうか。あとまだ 15 分ぐらいありますので、この際弁護士会に期待することというのを。はい、どうぞ、福士さん、よろしくお願ひします。

(福士) 出前授業的に今後もし弁護士さんが学校に入って行ってやるとしたとき、それは例えばボランティア的な社会貢献の活動としてなさるのか、それとも 1 つの仕事として位置付けられていくというか、どちらの方向に向かうんでしょうか。つまり、それはどちらも良しあし、両方あると思うのですけれども、ちょっとそこだけ知れたかったですけど。

(額田) 現在状況としては、デリバリーの法律学習会の一環として行っておりますので、一般の大人のオファーに対しては、相応の謝礼金ということでいただいてやっている。そ

れに対して学校に対して、学校から来た場合については、交通費名目という形で一律 5,000 円という形でいただいて、あとは会の方の補填がありますので、学校については別枠という形になっています。今後広がっていくときにまたどうするかということの検討は必要なんだろうと思っています。

(川岸) どうぞ、遠藤さん。

(遠藤) 私は先ほど学校現場で、ステージ、ステージの子供たちをとらまえて、さまざまな対応を社会としてやっていくという、その中に弁護士の皆さんなんか大きな柱となって、教育 100 年の計という考えでいくべきだと思います。明日、あさってという問題はもう出てきた事象で、今ある法律ではあだこうだと、その人に初めて何か起きたときに、「あっ、こういう法律があったのか」と対応していく以外にない。

もう一方で教育現場ということになると、先ほど寺中さんが言ったことが、かなり私とやっとなって合ってきたんですけど、学習指導要領で小中学校うんぬんということがありますが、先生が教えていくのはかなり限界があると思います。それはそれでやってもらっていいんですけど。そこにやっぱり弁護士会や、実業界とか、いろいろな人がかんで、現実この社会で起きている事象も絡ませながら、法律がそこにどう混在し、存在しているかというところと併せてやっていかないといけないんじゃないかと思っています。

私もたまたま、時々学校に行ったりして、講演をやっていることはあるんですけど、一橋大学に行って、労働の現場で起きていること、それにかかわる法律がどうなっているかということ話をすると、あの一橋大学にいる人ですよ、それを僕が行っていろいろな話を 1 時間半すると、感激しているんです。知らなかった、そんなことがあるんですかと言っているんです。一橋といたら一番頭のいいクラスなんだよね。ここに先生たちがいるかどうか分からないですが。後で寄ってきて、もう 1 回、遠藤先生と言うから、私は先生といわれるほどばかじゃないよと言っているんですけど。

でも、それくらいやっぱり現実的な課題と、法律、労働法みたいなことを、今こんなことが起きているんですよと言うと、相当興味を示してくれる。私はすごくそういう体験をしているので、紋切り調に弁護士会がどうのこうのとかというふうにはならないけど、ぜひそういうことを追求してほしいなと。

それから、最初に栃木会長からお話があったように、あれだけ苦労した過程を経て、さあ、弁護士になるという人が、職がない人がいっぱいいる。ワーキングプアもいる。イソ弁というあの素晴らしい制度にもありつけない人もいる人たちに、そういう仕事もできるような環境みたいなものを作ったらいいのではと思います。

先ほど栃木会長もいくつか、本部の関係で活動領域を、企業やあるいは地方官庁、そういったところもきちんと弁護士を配置する義務を負うというようなことをやるとか、そういうことをしながら、法律家がさまざまなところに、やっぱりいつもそばにいて、ずいぶ

ん向こうの方にいる法曹界じゃなくて、「何だ、あそこにいるじゃないか」という状況をつくっていく。

その中で、弁護士会としても、一弁護士としても、さまざまなステージで、法律の何たるやという、特に平和とか人権とか民主主義とか、そういうところを、身近なところでさまざまな形で、弁護士さんなんかも柱になりながら、教えていく体制を日本全体で、システムの中で、やっぱりお互い確認しながら進めていくという方法しかないんじゃないかという感じがしていますので、それを申し上げておきたいと思います。

(西浦) 西浦です。蛇足だと思うんですが、法律という、法を説くというのは、よく仏教とか何かの本には、法を説くというのは頻繁に出てくるんです。法律という言葉で、通常仏教の教えの中では、弟子たち一人一人に対する戒めのような細々した決め事は律というんですが、その点この世界で「法」を説くというような場合、知って使っておられるのか、私は知らないで、ちょっと聞いておきたいと思います。

(川岸) 今の点ですけれど、一応私はそういうことをやっているものですから、ちょっと説明させていただくと、一応、西洋の言葉では法というのは2系統あって、正しいとか正義とかという、そういう言葉に直結している方の言葉と、それから議会で決めるような法という言葉と、2系統ずっとあって、おそらく今西浦さんのおっしゃったこととだいたい合うんだと思う、日本でもそうだと思うんですけど、法といたらやっぱりある程度広く正義とかを含むようなことだと思います。それで法律といたら細かいんです。おそらくそういうふうに分けて。

だからドイツ語でいうとレヒト **Recht** とゲゼツ **Gesetz** というので、ラテン語での **ius** と **lex** もそうなんですけど、フランス語だとドロワ **droit** とロワ **loi** とか、そういうふうにならずに分かれているので、おそらくそれが日本でもそういう言葉遣いとして、おそらくあるんだろうと。だから法律教育とってないのは意味があって、やっぱりルールなり、あるいは正しきなりというものの基礎を教える。法律教育は法科大学院でやる、なくなっていなければ、そういうことだと思います。

これでよろしかったでしょうか。いかがでしょうか、そんなことはさておき。はい、上田さん、どうぞ。

(上田) 法教育の、また具体的なアクションとして、ワーキングペアレンツの話が出たので、例えばハローベビー教室とかですと、まさにペアレンツの卵、赤ちゃんというところで、あそこの方も活用できるのかなと。あと、赤ちゃんが生まれた後の新生児指導で保健師さんたちが行くときに、弁護士会を出しているような冊子等々、DV、それからさまざまな、区もやっていますけど、自治体でそういった。

でも1つのチャンスとしてこんな機会があるということ、弁護士会の皆さんも知って

いていただきたいというのが、一番効率よく、お父さんお母さんになりたてで、赤ちゃんもまだほやほやで。本来は、もちろん学校で教育もすべきですけど、親が法の精神を教えるべきものだというのが、私はやはり大前提だと思うので、そういったところで1つのチャンス、学校現場に入る前の、一番形ができていないところであるのかなと思って、お伝えしておきます。

(川岸) ありがとうございます。今までずっと委員の方から好き勝手なことを言ってきましたけれども、いかがでしょうか。菅沼先生。はい、お願いします。

(額田) 法教育委員会のメンバーからこういうことを聞いてもらいたいということが2点ありましたので、もしお聞かせいただければありがたいと思うんですが。委員の皆様が、自分に置き換えて、どういう授業だったら受けたいかということと、その内容として1つ、例えば模擬裁判の模擬評議、そういうものの企画を市民の方を対象にした場合に、そういうものに参加してみたいかどうかということ。もし伺えればお願いしたいと思います。

(川岸) ここに書いてあったのに忘れていました。テーマとしてどんなテーマが、自分としては聞いてみたい、参加してみたいと。はい、西浦さん。

(西浦) 1つ、子供に教えるものとしては法と正義です。法は万能ではないこと、正義感がベースにあってはじめて成り立つということを、子供に徹底的に教えていただきたいと思います。

(川岸) いかがでしょうか。何か自分が。はい。

(神田) 神田です。自分がということもありますけれども、そういった模擬評議に参加したいかということ質問いただいていたので、ちょっと周りの者に聞いてみましたら、私が聞いた範囲ではみんな参加したいという答えが返ってきました。

どういうことなら参加したいかという、その質問がちょっとよく分からないんですが、例えばこの前無罪判決が出た、疑わしきは被告の利益にという考え方は、分かるようだけど非常に難しいと。そういうことを中心に据えながらディスカッションしてみたいという人もいましたし、質問に対するお答えになっているかどうか分からないんですが、そういった意見もありましたし、冤罪に巻き込まれないためにはどうしたらいいのかとか。

例えばよく痴漢の問題なんかであれば、認めてしまえばすぐ解き放たれるけど、みたいなところで、つい認めてしまうという話なんかを聞くと、男性は非常に大変だという話も聞きますけど、そういったこともちょっと話題になって。そういう、非常に大人でも知りたいことがあるねということで、そういうものを中心に据えながら話し合ったりするのは

面白いし、そこからいろいろなことも学べるし、法的な見方が見つけられるといいという話がありました。

先ほどの中で、大人になってからあんまりねとおっしゃっていましたが、無意味だとおっしゃったんですが、でも、例えば今テレビでいろいろな報道がなされる中で、そういったことに私たちはとらわれて、それだけを信じてはいけないし、裁判員が回ってきたときに、そんな見方、いろいろな見方が必要ですので、やはり手遅れということではなく、そういった場も必要なんだろうと非常に思いました。というか、そういった意見もございましたので。

(駒込) 私自身は、裁判員制度がスタートする前に、この建物の中で行われた模擬評議に大変興味を持って参加しました。本当の裁判ではないので気楽にできたのだと思いますが、殺人事件の評議に関しても、殺意があったかどうかの認定など非常にはっとする視点を教えていただき、また自分自身もいろいろ考え、いい経験になりました。

授業で取り上げるテーマは、テレビの刑事ものやミステリーが好きな子供もたくさんいますから、残酷な面もあるかもしれませんが、殺人事件などは興味を持って真剣に取り組むのではないかと思います。高校生ぐらいであれば、殺傷事件にも関心はあるでしょうが、不況による世の中の不安を反映した雇用問題、労働問題などいいテーマになると思います。

(庄司) 先ほど法律教育ではなくて法教育であるという、その違いを教えていただいた中で、今子供たちにどういったテーマで、ケーススタディーで、法を教えていったらいいかを考えた時、やはり道徳とか倫理、倫理観とかが大事なのかと思います。結構今そういう大事なことが忘れ去られている世の中のような気がします。昔、私が学生の時、公民という授業を受けていて、すごい表層的な教育をされて、いつも寝ていたんですけども、それのもっと中身の濃い部分を今の子供たちに教えて、先ほどいじめについても、生々しいけれども教えるべきじゃないかと私も感じました。

差別ってどういうことなのかとか、いじめってどういうことなのかというのを、実体験、自分がやられたらどういう気持ちになるかというのを、子供のときから互いに教え合うとか、実体験してみるということがすごく大事だという気が致します。やはり実生活に基づいた身近なことで、自分たちが考えて、その後ディベートしていく、そういう自律的なケーススタディーを小学校のころからやっていただいたらいいのかなと思いました。

(富士) 富士です。私も会社員ですけども、今なかなか厳しい時代なので、社会人といっても会社勤めの人間とかは、自分の興味とか、自分の時間のために何か教育を受けることは、時間的にもなかなか難しい。ただ、逆に言いますと、その仕事に何らかの実利もあるという場があれば、それは自己啓発だけではなくて、仕事上のスキルを高めるために

も、何か知りたいという社会人は多いだろうと。

例えば今、企業はコンプライアンスとか、あと危機管理というようなことで、昔はそんなに一般の社員はいらなかった法的な知識とか、意識を持たなくてはならなくなっていて、そこがなかなか現実にはよく分からないというところがあると思うんです。そうしたものに関して、そうしたものを取っ掛かりにして、一般的なもの幅広い法律の問題、法の問題というようなもの、だからその社会人、会社員なりの枠を越えた市民としての法意識みたいなものを持てるような、何かそういう、若干の実利と引っ掛けたような場をおつくりになると、わりと仕事を持っている人間なども参加のきっかけがあるのではないかと、ちょっと感じました。

(寺中) すみません、寺中です。いろいろなことをやっていただければとは思っているのですが、その一端も先ほどもう、いくつか申し上げているんですが、それにちょっと付け加えてというか、少し視点をずらしてお願いしたいことがあって。

裁判員裁判の話が出ていますが、裁判員裁判、現状の裁判員裁判だと、やっぱり殺人とか、強盗殺人とか、とにかく重い犯罪を扱えということになるんです。確かにそういう非日常的な、そういう重い犯罪を扱わなければいけなくなるような制度になっているから、それをやるんだというのは分かるんですけども、本当の日常生活に実はぴったりくつつくような事件というのは、例えば普通の窃盗事件とか、そういう事件の方がおそらくみんなの日常感覚、法感覚は磨かれるんじゃないかとは思っています。ですからそういうものを、現状の制度ではないけれども、考えたらどうかということ。

それからもう1つ、みんな裁判のことばかり考えていると。問題は、実際一般の市民、一般の社会で暮らす我々は、一番考えなきゃいけないのは、例えばいったん刑務所に入ったり、そういう形で、例えば少年院に行った子たちが戻ってきたときに、どうするのか、どう対応するのか。つまり社会復帰の部分の問題ですけれども、この部分を法の観点でちゃんと法教育として、ちゃんときちんと話をするのはほとんどないんです。ですからその人々は、今の社会の中では完全に排除された存在として、そのままとどまってしまうことがあります。

私も必ずうちの生徒たちを、刑務所や、それからその他いろいろな施設に連れていきますけれども、全部が全部施設に行けばいいという話ではないだろうとは思いますが、少なくともそこにいた人たちが、例えば世に出てくるのはどういうときなのか、出てきたときにはどうすればいいのか、それから中にいるときにはどういう暮らしをしているのかということも、やはり法教育ではちゃんときちんと説明はしていただければと思います。

(川岸) ありがとうございます。時間が過ぎましたので、特にご発言を最後にしたいという委員の方、いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらなければ、今日は「市民のための法教育」というテーマで、1テーマだったので十分時間をかけることができ、消化

不良にはならなかったかなと考えているところです。それではこれでマイクをお返ししたいと思います。ありがとうございました。先生、どうもありがとうございました。

(司会) 土井です。今日は多数の貴重な意見をいただきましてありがとうございます。我々が気付かなかった切り口といたしますか、新たな目線で問題点をとらえる見方をいただいたと思っております。

先ほど議長がおっしゃった正義ということですが、『これからの「正義」の話をしよう』という本が、日本でもかなり売れていると。普通ちょっと売れそうにないタイトルですが、売れていると。サンデルというハーバードの教授の著書ですけれども、その授業はもう、今までハーバードでは史上にないほど受講者が多かったということで、普通は講義は公表しないんですが、非常にまれなことですが公表しているということです。

ちょっと私も考えてみまして、まずアメリカでそういう状況があって、正義とは何かということを議論している。もともと自由の国だということですから、経済情勢もあり、そういうことが結構かなり議論されているということで、そういう意味で法イコール正義といってもよろしいのかと思います。

ただ、そういう、正義とは何かということを今日ご意見をいただきましたように、より身近な具体的な事例というか、問題を関連させて考えていくことは、非常に、特に若い人には意義があるのかなと。併せて、正義というのもあり、自由というのもありますね。それから、公正とは何かとか、それを具体的な事象を出しながら考えていくことは貴重なことかと思えます。

それからまた併せて、今日出ましたけど、生活スキルとしての法教育も、またこれは実際生活をしていく中で、非常に貴重なものだろうと私は考えているところで、非常に重要な観点からのご指摘だったと思っております。

それでは、これで今日の会議は閉会をさせていただきたいと思えます。本日は貴重なご意見をありがとうございました。

以上